

平成27年度 事業計画

I 基本方針

三条市の高齢者は、1月末で65歳以上が28.5%、60歳以上が36.2%を占め、地域の高齢化は一層進展しています。また、当センター会員の平均年齢は71歳、平成26年度の新規入会者の平均年齢は66.4歳となり、以前に比べ年々高齢化し、この傾向はしばらく続くものと思われます。

しかしながら、昨年、文部科学省が発表した調査結果では高齢者の体力は年々向上し、70歳代では15年間で5歳若返ったとされています。このように、多くの高齢者は以前のイメージとは異なり、年齢に比べ、大いに若く、まだまだ地域で活躍できる状況にあります。

これを背景に、市では平成27年度からの総合計画案で、「高齢者の意欲や能力等を活動に結び付け、社会で活躍できる環境を整えていく」とし、そのため、「社会の求めに対する人材のマッチングと併せ、能力を活かす場の創出や参加に必要な技術等を習得するための学習機会等を整備するなど、就業意欲や能力に応じた支援を行う」としました。

その具体化として市では、平成27年度補助金の維持継続を行うとともに、高齢社会の地域ニーズと高齢者の活躍の場をつなぐ「暮らしのサポートセンター」事業に着手するなど、新たな高齢者施策を展開しようとしています。

長年、高齢者の就業など社会参加促進を担ってきた当センターとしては、今後とも市と密に連携し、地域の高齢社会をリードする気概と誇りを持ち、一層役割を果たしていかなければなりません。

平成27年度事業を展望するにあたり、現状を概観しますと、受注件数、就業延人員、契約金額は伸びを示し、順調に推移しております。平成27年度も新たな公共受注や遺跡調査の可能性が予想され、経済動向の不安要素があるものの、現状を維持できるものと見込まれます。また、会員数、入会者数は入会促進策を強化しているものの、厳しい状況が続いており、当センターの安定的継続の障害となる可能性をはらんでおります。さらなる会員増強の取り組みが求められます。

平成27年度の重点推進項目は、「経営計画（平成26年度～平成30年度）」の柱である、「会員増強」、「就業開拓」、「業務改善 - 課題への対応」、「推進体制の強化」の4つに集約されます。特に、「会員増強」「就業開拓」は事業推進の2本の柱であり、特に力点を置いた取り組みが求められます。

また、平成27年度に始まる特徴的な取組みが三点あります。一つは、高齢者が要介護となっても地域で自分らしく暮らし続けるための三条市における「地域包括ケアシステム」にシルバー人材センターを明確に位置づけ、その役割を果たすための準備に入ること。二つにはセカンドライフ世代の中で多くを占めるホワイトカラー出身者の受け皿となり得ていない実態を打破し、今後の対応の検討に入ること。三つには派遣就業や有償ボランティアなど、一層多様な働き方を提示することです。ともに、当センターの安定的継続のためには避けられない課題であり着実に取り組んでまいります。

シルバー人材センターの仕組みは、会員、ご協力下さいますお客様、行政のお力添えで成り立つ連携システムです。特に、会員の協力・参加意識が重要であり、改めて「自主・自立・共働・共助」の理念に立ち返り、全会員で課題に立ち向かい、「高齢社会の拠点としてのシルバー人材センター」として、着実な前進をしてみたいと思います。

会員、関係各位のご理解とご協力をお願いいたします。

Ⅱ 重点推進項目

- | | |
|---------------------------|--|
| 1 会員増強 | 積極的な入会促進により、入会者、会員数の拡大に努めます。
また、市と連携し、高齢者の社会参加を推進します。 |
| 2 就業開拓 | 就業開拓活動を一層活発化させ、派遣就業、ホワイトカラー対応、高齢者支援など多様な分野での発注者の開拓、仕事の創出などを進めます。 |
| 3 業務改善
- 課題への対応 | 会員のスキルアップ、効率的なマッチングを推進します。
また、諸法に照らし適正な就業に努めるとともに、事故を減らし、健康管理を呼びかけます。 |
| 4 推進体制の強化 | 財政の健全化、組織の強化、事務局機能の強化を推進します。
また、関係機関、他のシルバー人材センターとの連携を推進します。 |

Ⅲ 事業実施計画

1 会員増強

- (1) 毎週入会説明会体制を確立し、多様な周知を図ることで参加者拡大を図る。
- (2) 10月の普及啓発月間に「会員1人1名入会促進運動」を推進する。この際、「紹介カード」により、加入促進実績を把握する。
- (3) 具体的な仕事（高齢者支援業務や遺跡発掘業務など）を明示した新聞広告等で入会募集を行う。
- (4) 三条マルシェなど「地域イベントでの入会促進」、地域、団体、事業所でセンター紹介を行う「出前講座」を実現する。
- (5) 「就業相談」の実施、「会員職務能力(スキル)の把握」「未就業者リストの作成活用」により、就業率の拡大を推進する。
- (6) 市に対し「暮らしのサポートセンター」の委託を働きかけ、受託の場合は利用者の入会を促進する。

2 就業開拓

- (1) 関係機関との意見交換、受注実績の分析、お客様アンケートなどによるニーズの把握を行い、採算性等に配慮しつつ、新規事業や独自事業の創出につなげる。
- (2) 補助事業などを活用し、「ホワイトカラー出身者の就業機会創出」、「派遣事業の拡大」、「高齢者生活支援事業の拡大」を推進する。

- (3) 介護保険法改正にともなう新たな「介護予防・日常生活支援総合事業」を平成28年度から導入する準備を行う。
- (4) 10月の普及啓発月間に「会員一人一就業開拓運動」を推進する。この際、「紹介カード」による実績把握を行う。
- (5) 「就業機会創出員」や「役職員」による訪問活動の拡大、ダイレクトメールなどによる就業開拓を推進する。
- (6) ホームページ、広告、プレスリリースの活用により、就業開拓を推進する。
- (7) 会員の持つスキルを把握・検討し、スキル活用提案型の就業開拓の検討を行う。
- (8) 有償ボランティア、プチ起業による仕事の可能性を検討する。

3 業務改善 - 課題への対応

- (1) お客様アンケートでの意見反映や技能、マナーなどの会員研修により、仕事の質の向上を図る。
- (2) 会員の技能・職務能力を把握し活用を図るとともに、地域・センターでの人材不足分野での技能・職務能力講習実施又は新潟県連合会での講習実施を働きかける。
- (3) 安全就業では、会員安全就業対策委員会、安全就業対策推進委員の活動を通し、安全パトロール、安全講習会、安全意識の高揚のための周知活動、事故時の迅速な対応、再発防止策の迅速な確認・確立、会員の健康管理などを推進する。
- (4) 受注内容に応じて、請負・委任、派遣事業、有料職業紹介事業、本体事業など適切な就業形態を提案し、法的適正性に配慮した就業を推進する。
- (5) 請負・委任契約に関し、今後の持続的な受注のため、説明責任を果たせる明解な積算方式に関する情報を収集して検討する。

4 推進体制の強化

- (1) 財政の健全化のため、寄付金や賛助会員の在り方を検討する。
- (2) 費用執行については、引き続き各事務事業の効率化を図りつつ、諸経費のスリム化を進める。
- (3) 組織の活性化を推進するため、当センターの理念について会員理解を推進するとともに、役員研修の実施、各会議での課題提起などを積極的に行う。
- (4) 事務局機能の高度化を促進するため、新潟県連合会と連携し職員研修を充実する。また、経常的業務の外部移管の在り方を財源等考慮しつつ検討する。
- (5) 近隣センターとの連携の在り方を相互に検討する。また、実績拡大のため市からの協力を得る。